

令和8年度 しまね留学バスツアー企画・運營業務に係る企画提案競技実施要領

1 趣旨

全国的に県外生徒募集活動を実施する高校が増加し生徒の獲得競争が進む中で、島根県全体の面的な広報と各県立学校個別の魅力を伝える広報を両立して県外生徒募集活動を実施していく必要がある。このため、県内の複数校を見学できるバスツアーを実施する。

ツアー実施に必要な業務を委託するに当たって、企画提案競技を実施することにより、優れた企画提案を求める。

2 委託業務名

令和8年度 しまね留学バスツアー企画・運營業務

3 委託業務内容等

(1) 委託期間

契約締結の日から令和8年9月30日(水)まで(予定)

(2) 業務内容

別添資料1「仕様書」のとおり

(3) 委託費上限額

4,183,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県(県立学校を含む。)との打ち合わせに要する費用を含む。

4 参加資格

本業務委託は、単独又は共同提案により行うものとし、参加要件は以下のすべてを満たす企業若しくは複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)とする。

(1) 単独提案の場合

①単独の法人での参加は、県内に本店又は支店、営業所のいずれかを有する法人(以下「県内法人」という。)であること。

(2) コンソーシアム提案の場合

①コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち1者以上は県内法人であり、管理法人を定めること。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理などの事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすこと。

ア) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

イ) 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。

- ②コンソーシアム構成員として企画提案競技参加申込みを行う場合は、以下の要件も満たすこと。
 - ア)コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
 - イ)コンソーシアムの構成員が単独企業等としても重複参加する者でないこと。
- (3) 単独の法人若しくはコンソーシアムの構成員は次の各号を満たすこと。
 - ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ②地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条件第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
 - ④国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。また、島根県が行う指名競争入札について指名停止の措置を受け、その措置の期間が満了していない者でないこと。
 - ⑤島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
 - ⑥最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ⑦島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - ⑧島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - ⑨受託業務について十分な業務遂行能力を有すること。
- (4) 業務終了までの間、島根県教育庁教育連携推進課との協議、連絡調整が随時行えること。
- (5) 本業務の受託者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく第1種、第2種、第3種旅行業のいずれかの登録を受けている者であること。

5 企画提案方法

(1) 提案書の作成

別添の資料1「仕様書」及び資料2「提案書作成の留意事項」を参照すること。

(2) その他

- ① 企画提案の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- ② 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認められないので留意すること。
- ③ 本要領に基づき提出された書類は返却しない。

6 審査方法

- (1) 企画提案競技参加者から書類の提出を受け、別に設置する「令和8年度しまね留学バスツアー企画・運営業務に係る企画提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)」において書面及びプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った1団体を本業務の委託候補者として選定する。
- (2) 審査委員会が選定した者が辞退した場合は、次点となった提案者を委託候補者とする。
- (3) 審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。

(4) 審査は、以下の観点により行う。

委託費上限額(3(3)参照)の範囲内で、最大の効果をもたらすことが期待される優秀な提案に対して高い評価を行うものとする。

- ①事業の趣旨に沿った提案であり、仕様を満たしているか。
- ②各業務において、具体的かつ効果的な手法が示されているか。
- ③類似の業務実績があるか。
- ④委託業務遂行上、十分な推進体制となっているか。
- ⑤具体的で実現可能なスケジュールが設定されているか。
- ⑥事業に効果的な追加提案については加点する。

(5) 審査結果については、全参加者に文書で通知する。

(6) 審査経過については、公表しない。

また、選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。

7 募集に関するスケジュール等

(1) 企画提案競技参加表明書等の提出

①募集期間 令和8年3月3日(火)から令和8年3月17日(火)17時必着

②提出方法

「企画提案競技参加表明書(様式1)」及び以下の書類について、各1部郵送又は持参により提出すること。ただし、コンソーシアムによる参加の場合、構成員全てについて提出すること。

(ア)登記簿謄本又は登記事項証明書(発行後3か月以内のもの:原本)

(イ)会社等組織概要(会社案内、要覧、定款等)

(ウ)過去の類似事業実績(様式自由)

(エ)島根県内に事業所を有する者は、県税に関する納税証明書(発行後3か月以内のもの:原本)

(オ)島根県内に事業所を有しない者(島根県に納税義務のない者)は、本社が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書(発行後3か月以内のもの:原本)

(カ)税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書(発行後3か月以内のもの:原本)

(キ)コンソーシアムによる参加の場合は、コンソーシアム協定書の写し

※持参の場合の受付時間は、9時から17時(土・日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

③参加資格通知予定日 令和8年3月18日(水)

(2) 業務委託内容に関する質問と回答

①質問提出期限 令和8年3月9日(月)17時必着

②質問方法 「質問票(様式2)」を電子メールにより提出すること

③回答方法 HP(県入札情報ページ)に回答を公開

④回答予定 令和8年3月11日(水)

(3)企画提案書の提出

①提出期限 令和8年3月23日(月)17時必着

②提出方法 「企画提案書」及び見積書を正本1部、副本5部、郵送又は持参により提出すること。

※持参の場合の受付時間は、9時から17時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

(4)企画提案書に関するプレゼンテーション

①令和8年3月26日(木)を予定

※提案者数によっては審査会の日程は変更となる場合がある。

②プレゼンテーションの日時及び場所については、参加資格通知者に別途通知する。

③プレゼンテーションは対面形式で実施する。

④説明時間は1提案当たり30分(説明時間20分+質問時間10分)以内とする。

⑤プレゼン時のプロジェクター、スクリーンの利用は、事前連絡があれば、県で準備する。

(5)審査結果の通知

審査結果については、令和8年3月31日(火)までに企画提案競技参加者に書面により通知する。

8 契約の締結等

(1)契約の締結

契約の相手は、審査会で選定された最優秀提案者を委託予定事業者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

(2)契約内容

島根県教育庁教育連携推進課と委託予定事業者との間で、提案内容を踏まえ予算の範囲内で協議を行い、委託契約を締結する。

(3)契約金額

委託予定事業者から見積書を徴し、予定価格の範囲内において決定する。

(4)一括下請け及び再委託の禁止

業務の全部又は一部の処理を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

(5)契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。

(6)支払方法

原則として精算払いとする。

ただし、業務上必要と認められる場合は、契約に基づき、前金払いすることができる。

(7)個人情報の保護

本業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するとともに

に、入手した個人情報については島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)に基づき適正に取り扱うこと。

(8) 守秘義務

本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(9) その他の契約条項

業務受託予定者と協議の上、定める。

9 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (6) 島根県議会(令和8年2月定例会)において本件契約に係る予算が議決されない場合は、企画提案競技は行わないこととする。

10 参考資料

資料3「しまね留学バスツアー令和7年度実績」を示す。

11 提出先及び問合せ先

島根県教育庁教育連携推進課 担当:比和谷・馬庭

〒690-8502 松江市殿町1番地

TEL:0852-22-6863 FAX:0852-22-6085

MAIL:shimane-ryugaku@pref.shimane.lg.jp